

改正刑事訴訟法の「司法面接」導入に関する理事長声明

2023年（令和5年）6月22日

法務大臣 齋藤 健 殿

一般社団法人日本子ども虐待防止学会
理事長 岩佐 嘉彦

2023年（令和5年）6月16日、参議院本会議で可決・成立した刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という）は、「被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力」に関して刑事訴訟法321条の3を新設し、一定の要件の下、この録音・録画記録媒体を、伝聞法則の例外として、被告人の同意がなくても刑事裁判の証拠とすることができることとした。この改正は、虐待を受けた子どもの負担軽減となりうるものであって、その点については評価できる。

しかしながら、ここでいう被害者等の聴取は「司法面接」として実施されているものを意味していると思われるところ、現在、わが国の刑事司法において実際に行われている「司法面接」の質には深刻な問題がある。当学会が、実際に「司法面接」に接している会員からヒヤリングをしたところ、少なくとも相当数の「司法面接」は、国際的に承認されているプロトコルの水準に遠く及ばない実情にあることがうかがわれた。なかには最初から「犯人」を特定したうえで、「この人から何か悪いことをされたことがあったか」などと尋ねたケースもあったという。

改正法は、司法面接の結果を伝聞例外として証拠採用する際には、裁判所（裁判員制度対象事件においては、裁判員も含む）が、①刑事訴訟法第321条の3第1項第2号に掲げる措置が特に採られた状況の下で供述がなされたものであると認められるかどうかを判断し、さらに、②聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認められるか否かを判断することとしているが、国際的に承認されているプロトコルの正しい理解なくして①や②について裁判所が適切に判断できる保証はない。率直に言って、何の基準もないまま、前記第2号の要件を満たしているかどうかを判断することは、およそ不可能であるばかりか、非常に危険であると言わなければならない。

今回の改正法を適切に運用するためには、少なくとも次の2点が不可欠である。

第1に、国際的に承認されているプロトコルに準拠することを義務づけるとともに、

刑事訴訟法第321条の3第1項第2号の要件を満たすかどうかの判断において、司法面接時にそのプロトコルを遵守しているかどうかを基準とする必要がある。この点、衆議院法務委員会の附帯意見は「国際的な実証的研究に基づき開発された司法面接の手順に留意」することを求めているが、「留意」では足りず、「遵守」することが必要である。いずれわが国において司法面接のためのプロトコルを開発する趣旨かもしれないが、本来、捜査機関の利害から離れたところで国際的な実証的研究に基づいて開発されなければ、プロトコルの十分な質を確保できず、わが国の刑事司法の信用を損なうことになりかねない。

第2に、このようなプロトコルを遵守して適切に司法面接を実施できる人材を育成することも必要である。海外では、基礎的な講座を履修した後、半年程度の間、熟練した面接者による司法面接をモニターしたり、ピアレビューを受けたりしながら研鑽を積み、その後も最初は比較的聴取しやすい子どもから聴取し、次第に幼少期の子どもや障がいをもつ子どもから聴取するようにしていると聞く。わずか1週間程度の研修のみで実践に出ることは、非常に問題が大きい。

検察官が司法面接を行うことを一律否定するものではないが、本質的に訴追者が聴取すると、どうしても無理な聴取をしがちで、子どもの心理を傷つけることになりかねない。各プロトコルは、子どもの心理へのダメージを避けるよう留意しているが、その趣旨を損なう結果となりかねない。したがって、少なくとも将来的には捜査機関や児童福祉機関から独立した心理の専門職などが聴取する態勢を目指すことが望ましい。また、聴取者のみならず、裁判官や弁護士など司法面接結果の信用性の検討に関わる者の間でも、プロトコルの理解を深める取り組みが必要である。

他にも、改正法では、司法面接を大人にも適用することを想定しているようであるが、このことにより、誘導されやすく心理的に脆弱な子どもや障がい者を対象として開発されてきたプロトコルの厳格さが損なわれるおそれがあり、適切とはいえない。実際の運用においては、その対象を子どもや障がい者に限定するべきである。

また、司法面接は、捜査・訴追機関と福祉機関等との密接な連携のなかで実施されなければならないが、現場では今なお連携不足を指摘する声が後を絶たない。系統的全身診察を担う医療機関との連携も重要である。このような多機関連携がいつそう促進されるよう強く求めるものである。

当学会としては、今後も司法面接の在り方について研究し、虐待を受けた子どもにとって適切なものとなるよう活動を続ける所存である。

以上